

条例

●白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

職員の不祥事により、令和7年1月1日から令和7年1月31日まで、当該月額給料を町長は20%、副町長は10%それぞれ減額するもの。

●白鷹町町税条例の一部を改正する条例

令和7年度以後の都市計画税について、当分の間、課税を停止するもの。また、地方税法の改正により寄附金税額控除の規定が改正されたことから、所要の整備を行うもの。

ほか、3件を可決した。

契約

●白鷹中学校体育館等改修工事請負契約の一部変更

工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため。

変更前 2億20万円
 変更後 2億541万9500円
 (521万9500円増)

●町民武道館空調設備整備工事請負契約の一部変更

工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため。

変更前 5445万円
 変更後 5531万2400円
 (86万2400円増)

指定管理

●白鷹町コミュニティセンターの指定管理期間の変更

運営体制の見直しに伴い、指定管理期間を変更するもの。

施設及び指定管理者の名称

白鷹町蚕桑地区コミュニティセンター	蚕桑地区桜の里づくり推進委員会
白鷹町鮎貝地区コミュニティセンター	鮎貝地区まちづくり協議会
白鷹町荒砥地区コミュニティセンター	荒砥地区コミュニティ運営協議会
白鷹町十王地区コミュニティセンター	十王地区自治振興会
白鷹町鷹山地区コミュニティセンター	鷹山地区自治振興会
白鷹町東根地区コミュニティセンター	東陽の里づくり協議会

指定管理期間 変更前 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
 変更後 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

●白鷹町コミュニティセンターの指定管理者の指定

運営体制の見直しに伴い、指定管理者を新たに指定するもの。

指定管理者 一般財団法人 白鷹町アルカディア財団
 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
 対象施設 町内各地区コミュニティセンター



十王地区では、高齢者のフレイル・認知症予防のための集いの場として「十王オレンジカフェ」を開設し、毎月コミュニティセンターで体操と食事会を行っています。

福祉バスでの送迎や認知症サポーターによる生活相談、有償ボランティア等先進的な取り組みで、高齢者の孤立防止や見守りにもなっているようです。

利用されている方の生き生きとした表情から、地域の支え合いや優しさを感じられます。

元気の源は笑顔から
 認知症予防サロン・地域食堂
 十王オレンジカフェ

表紙